

令和6年11月22日

令和6年 第11回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和6年第11回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年11月22日（金曜日）午後2時00分～午後2時53分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 鈴木一徳

5番 新庄涼子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長	田口茂夫	教育部参事兼 教育指導課長	石田玲奈
教育総務課長 兼学校施設更 新等担当課長	加藤泰正	新校開設担当 課長	大野祐司
指導担当課長	俵宗次郎	青少年課長	越中洋
生涯学習課長	岩野秀夫	中央公民館長	伊藤智

6. 書 記

庶務係長	長瀬由美子	主 事	濱仲あかね
------	-------	-----	-------

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第49号議案 東大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
に対する意見の申出について
- 第 4 その他報告事項
 - (1) 東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの
設置及び運用に関する要綱を廃止する要綱（案）
について
 - (2) 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設
プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポー
ザルの再実施について
 - (3) 次期校務・GIGAスクールネットワークの選定委員
会の設置について
 - (4) 次期校務・GIGAスクールネットワークの構築につ
いて
 - (5) 令和6年度東大和市民間学童保育所運営費補助金
交付要綱の一部を改正する要綱（案）について
 - (6) 令和7年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱
（案）について

◎開会の辞

○岡田教育長 それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから、令和6年第11回東大和市教育委員会定例会を開催します。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いします。

○岩田委員 はい、分かりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

資料を御覧ください。

10月22日火曜日、校長会役員会に出席しました。

そして、これからしばらくたくさんお話ししますが、東大和市民文化祭の様々な展示または舞台発表、大会等に参加しました。

同日、東大和市民文化祭盆栽展、ボタニカルアート展、陶芸展、写真展、こちらを鑑賞しました。

10月23日水曜日、東大和市民文化祭東大和市健康マージャン大会、こちらを観覧しました。

同日、東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会に出席しました。こちらの研修会は、昭和大学大学院保健医療学研究科准教授の副島賢和先生と小金井市の大熊教育長との2人一緒の講演で、副島先生は、以前、院内の学級に通ってくる子供たちに対応する院内学級の先生をされていました。

副島先生からは、子供たちが少しでも肯定的な自己イメージを持てるように関わることが大切であり、いつの日か、子供たちが、今の自分があるのはあの経験があったからと思ってもらえる種を植えたいという思いで関わっている。そのためには、その子を深く理解する共感的理解が必要であり、共感的理解とは、その出来事が我が身であったなら、何を感じ、何を考えるであろうと想像を巡らせ、

徹底的に寄り添うことであり、どんなに短い関わりであったとしても、セーフティとして安全・安心、チャレンジとして選択・挑戦、ホープとして将来の希望、この3つを大切にしていますというお話しをいただき、深く感銘を受けました。私たちは、不登校児童・生徒などが様々な困難に直面して、悩んでいたりと、一人一人に応じて対応しなければならないといったときに、この共感的理解を大事にしながら対応していかなければならないと感じたところです。

10月24日木曜日、東大和市民文化祭の華道展、ネット時代のまちおこし、デジタル郷土史、こちらを観覧、鑑賞しました。

同日、図書館を使った調べる学習コンクール審査会に出席しました。こちらは12月15日の日曜日に表彰式が行われます。たくさんの応募がありました。

10月25日金曜日、第一小学校の音楽発表会を鑑賞しました。

同日、東大和市民文化祭フォークダンスを観覧しました。

また、教育委員会定例会に出席しました。

10月26日土曜日、第六小学校の運動会を観覧しました。

同日、東大和ヒトみらいトークに出席しました。

また、旧吉岡家住宅、秋の公開を観覧しました。

10月27日日曜日、東大和市民文化祭の和太鼓演奏会、手工芸展、茶席、民謡大会、こちらに出席、鑑賞しました。

10月31日木曜日、東大和市民文化祭の菊花展を鑑賞しました。

11月1日金曜日、教育委員会懇談会に出席しました。

11月3日日曜日、東やまと産業まつりに出席しました。

同日、東大和市民文化祭の音楽愛好会、バレエ&ダンス秋の祭典、こちらを鑑賞、観覧しました。

また、東大和市民文化祭の閉会式に出席しました。

11月4日月曜日、東やまと産業まつりの2日目に出席しました。

11月5日火曜日、立川市立若葉台小学校、また、町田市立第一中学校を視察しました。東大和市の公共施設の再編に向けて、学校もその再編計画の中に含まれているので、今後の学校づくりの参考にするために視察をさせていただきました。

11月7日木曜日、校長会に出席しました。

同日、市PTA連合会と教育委員との懇談会に出席しました。

11月8日金曜日、第六小学校笑顔寄席を鑑賞しました。

11月10日日曜日、東大和市福祉祭に出席しました。福祉祭では同時に、薬物乱用防止のポスターや標語など、また、この福祉祭の標語についても表彰がありまして、市内の小・中学生が標語やポスターをたくさん出展して、賞をいただいていた。

11月11日月曜日、市民スポーツ大会のゴルフ大会開会式に出席しました。

11月13日水曜日、東京都市教育長会定例会に出席しました。

11月14日木曜日、帝京大学小学校を視察しました。この帝京大学小学校も公共施設の再編の関係で視察をしました。校長先生は、元東大和市教育委員会学校教育参事であった石井卓之先生が校長先生でいらっしゃいます。

11月15日金曜日から11月16日土曜日にかけて、喜多方市を訪問しました。こちらは、喜多方市と東大和市の文化協会の交流会で、東大和市の文化協会の皆さんと一緒に私も訪問させていただきました。文化協会同士の発表や意見交換会などがあり、私も喜多方市の教育長とお話しする機会がたくさんありまして、今後の交流を約束してきたところです。

11月17日日曜日、東大和市立中央図書館40周年記念講演会に出席しました。この講演会は武田砂鉄氏の講演で、武田さんは現在はお住まいではありませんが、東大和市出身の作家さんでもいらっしゃいます。ラジオのパーソナリティーもされているということで、とても楽しいお話を聞かせていただいて、東大和市と武田さんとの関係であったり、図書館と出版との関係であったりなど、そのようなお話を楽しく聞かせていただきました。

11月18日月曜日、東大和市医師会医療検討会に出席しました。

11月19日火曜日、副校長会に出席しました。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、御質疑等がありましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

例に関する条例に対する意見の申出について

○岡田教育長 日程第3、第49号議案 東大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第49号議案 東大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月1日付の組織改正にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務を市長が管理及び執行するにあたり、新たに制定する条例案を令和6年第4回東大和市議会定例会に市長が提出したことから、同条第2項の規定に基づき、東大和市議会から教育委員会に意見を求められたものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の条例案文で御説明させていただきます。

条例の名称を、「東大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」とし、本則に先ほど御説明をいたしました条例の趣旨を規定しております。

附則といたしまして、第1号は、施行期日の規定で、施行日を令和7年4月1日としております。

附則第2号は、本条例に係る東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する規定で、「東大和市教育委員会（以下「委員会」）」を「市長」にそれぞれ置き換えております。

附則第3号は、計画措置の規定で、本条例の施行前に東大和市体育施設等に関する条例の規定により教育委員会がした処分等で本条例の施行の際に現に効果を有するものは、改正後の東大和市体育施設等に関する条例の相当規定により市長がした処分等とみなすものとしております。

なお、本件につきましては、令和6年第10回東大和市教育委員会定例会におきまして、市長より、令和7年4月1日付、組織に係る協議をいただいております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 スポーツに関する事務とあるのですが、具体的にはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 基本的には、体育施設の貸出しや許認可、状況によっては特例申請といった様々な事務を体育施設で現状は行っています。そのような許認可をされているもの等につきましては、そのまま引き続き有効であるということになるかと思えます。

また、事務に関しては、体育施設にかかわらず指定管理等も行っていますので、そちらの事務につきましても、今後は教育委員会ではなくて、市長部局側がその事務に対する対応等も実施をいたします。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御質疑はよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第49号議案 東大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見の申出について、こちらは意見なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決めます。

なお、東大和市議会へ、その旨を提出することといたします。

日程第4 その他報告事項

○岡田教育長 日程第4、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの設置及び運用

に関する要綱を廃止する要綱（案）について、本件の報告をお願いします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を廃止する要綱（案）について御説明申し上げます。

防犯カメラの設置に関することにつきましては、市において部局横断的な統一基準を過日定めていまして、ここで文言を整理し、市の基準を準用することから当該要綱を廃止するものです。

それでは、資料1を御覧ください。東大和市立小学校通学路等における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を廃止するもので、施行日を決裁日とするものであります。

なお、次ページ以降に参考としまして、資料2にこのたび廃止する要綱を、また資料3に、今後、準用する基準を添付しましたので後ほど確認ください。

説明は以上となります。よろしく願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

全体的に市で統一したというのでしょうか、簡単に言うと、要綱が重ならないようにこちらを廃止したということになるかと思えます。市の統一的な基準があり、通学路の防犯カメラの設置または運営に関しては市の基準に準じて行いますので、もともとあったこちらの要綱は廃止となりますが、よろしいですか。何か御質問ありますか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 別表を見ますと、小学校だけですが、現状では中学校では防犯カメラは設置されていないということでしょうか。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 今回廃止する要綱の別表の中に、通学路上の防犯カメラの設置状況が示してありますが、通学路の指定については、小学校の通学路と定められています。もちろん中学校の生徒も通りますけれども、通学路の指定としては小学校の通学路となっていることから、こちらの別表は、各小学校の通学路上に設置してある防犯カメラの台数を示した表です。

なお、各小・中学校にも、例えば門のところや体育館の犬走りのところなど、

防犯カメラは各学校に3～4箇所前後設置していますので、これはあくまでも小学校の通学路の防犯カメラと御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

続きまして、報告事項(2)東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの再実施についてについて、本件の報告をお願いします。

大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの再実施につきまして、御説明を申し上げます。

その他報告事項の資料(2)を御覧いただきたいと思います。本件は、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルにつきまして、令和6年6月に1回目のプロポーザルを実施したところですが、応募者の辞退によりまして不調となったところです。

つきましては、資料にお示しさせていただいておりますとおり、スケジュール及び事業費の見直し、プロポーザルを再実施することとしました。

1の統合等のスケジュールにつきましては、令和8年4月から令和9年4月に変更とさせていただきまして、新校舎の供用の開始予定を令和10年2学期から令和12年4月に改めさせていただきました。

2のプロポーザルのスケジュールにつきましては、令和6年12月上旬に募集を開始しまして、参加表明の提出期限を令和7年1月下旬としています。その後、技術提案書を同年の3月下旬としました。審査につきましては、第1次審査を令和7年4月上旬に行い、第2次審査を4月下旬に行うこととしています。本プロポーザルの結果の公表につきましては、令和7年5月中旬を予定しています。

3の予算につきましては、スケジュールの変更によりまして、契約の締結が令和7年度になるため、本契約に係る令和6年度予算は、東大和市議会の第4回定例会にて減額補正を行い、現在設定している債務負担行為は廃止を提案する予定

です。その上で、令和7年度当初予算に改めて計上させていただく予定としています。

報告は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願ひします。

よろしいですか。統合の時期が1年間延期となり、開校の時期は、約1年半位の延期となります。

統合から開校までは工事期間ですが、工事をするに当たり、そこで働く方の勤務日と休日の関係もありますので、ほかに工事に係ることで期間が延びる理由がありましたら御説明をお願ひします。

田口教育部長。

○田口教育部長 工事期間が延長した理由としましては、今、教育長からお話がありましたとおり、建設業界の働き方改革の関係の配慮が一つにはあります。また、機材の調達等に若干時間を要するというお話も聞いていますので、そのようなところを配慮して期間の見直しをいたしました。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかに御質問はよろしいですか。

新庄委員、お願ひします。

○新庄委員 令和6年6月に公募者の辞退によりと書いてあるのですけれども、この同じ応募者がもう一度手を挙げるということでしょうか。同じ業者ですか、違う業者なのですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 当然、前回手を挙げていただいた事業者が手を挙げることも可能です。ただし、今回は改めてということがありますので、それ以外の事業者も同様に応募していただくことができます。そのため、何社来るのか何とも言えないところではありますが、1社ではなく何社かでグループを組みまして手を挙げてくる可能性もあります。我々としては複数社出てきてくれることを大いに期待しているところですが、どこが応募してくるのかはまだ全く分からない状況です。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

藤宮委員。

○藤宮委員 統合時期が変更となることで、東大和の人口の増加を見込みますと、該当生徒数と必要教室などというような部分においては何も問題ないのですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 基本的に、第七小学校・第九小学校の児童の人口推移等につきましては、適切に管理をしていますので、現状では、教室が余り過ぎることや足りなくなるような状況はないと見込んでいます。

以上でございます。

○岡田教育長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 ありがとうございます。では、質疑を終了します。

続きまして、報告事項(3)次期校務・GIGAスクールネットワークの選定委員会の設置について、また、報告事項(4)次期校務GIGAスクールネットワークの構築について、以上2点は関連がありますので一括して報告をお願いします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 私から(3)次期校務・GIGAスクールネットワークの選定委員会の設置について、また、(4)次期校務・GIGAスクールネットワークの構築について御説明を申し上げます。

まず資料のその他報告(3)を御覧ください。

こちらは、東大和市校務ネットワークシステム及びGIGAスクールネットワークシステムに係る構築業務委託等優先交渉権者選定委員会設置要綱です。

これまで整備されてきた学校の教職員が使用している校務ネットワークとGIGAスクール構想による1人1台端末が、令和7年度に更新時期を迎えることに伴いまして、校務ネットワーク及びGIGAスクールネットワークシステムの構築業務を委託する業者を選定するため、選定委員会を設置するものです。

業者選定につきましては、公募型の企画提案方式、いわゆるプロポーザル方式にて進めてまいります。

続きまして、(4)次期校務ネットワークシステムの構築について御説明しま

す。

資料のその他報告（４）を御覧ください。

こちらは、東大和市校務ネットワークシステム及びGIGAスクールネットワークシステムに係る構築等業務プロポーザル実施概要です。

本業務は、教員が使用する校務ネットワークと教員、児童・生徒が使用するGIGAスクールネットワークの構築設計及び設定等、機器等の賃貸借、保守及び運用、端末等の賃貸借を行うこととしています。

２ページの（４）契約期間については、記載のとおりとなっておりますが、令和7年9月から10月を目途として、各学校の端末の入替えを実施できるよう設定しています。

次の予算につきましては、令和7年度から令和12年度にかけて、合計で約17億円と見込んでいます。

次のページの実施方式については、公募型プロポーザル方式とし、日程は記載の日程を目途に進めてまいります。

２枚おめくりいただきまして、最後に、次期校務ネットワークシステムのイメージ図を御覧ください。こちらは校務系と学習系のネットワークシステムの関係性をイメージとして表したものです。文部科学省において、ICTは、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるために必要不可欠なツールであるとともに、学校の働き方改革を実現する上でも大切な役割を果たし得るものであると位置づけています。

当市においても、校務系と学習系のネットワークの円滑な接続が可能な環境を整備し、教職員一人一人の事情に合わせた柔軟かつ安全な働き方や児童・生徒の学校における日常的なICT活用の充実に向けて取り組んでまいります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

先生方が校務で使っているパソコンは、実際に子供が使っているパソコンとは違うものということでしょうか。GIGAのパソコンは子供が使っていて、同様に先生も授業等で使うこともありますが、今先生方はGIGAとは違うパソコンも使っている状況になっているということかと思えます。その辺りを分かりやすく説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 今、教育長からお話がありましたとおり、GIGAではなく校務システムというものがあまして、そちらは学校の先生方が子供たちの成績などの個人情報や様々な授業の展開に関するものなどを作成するパソコンになります。

それ以外に、子供たちが使う1人1台パソコンにつきましては、もう既に御案内のとおり、子供たちが御自宅に持ち帰るとWi-Fiで使える状態になりますが、一般的な御家庭で使うインターネットになりますので、ここについてはセキュリティーが脆弱なところもあります。

現状は、その2つが別々のシステムになっているのですが、別々だと先生方も使いにくいこともあります。そこをきちんとセグメントを分けて、1つのパソコンの中でも校務用とインターネット用できちんと堅牢的にセグメントを分ける形で使えるようにするというのが、今回の新たなる導入の部分となる予定です。

また、子供たちのインターネットの1人1台パソコンにつきましては、現在はWindowsを使っておりますが、重さなど様々なこともありますので、アップル社製のiPadのタブレットを東京都の共同購入で購入する予定です。

そのことから、資料のその他報告（4）の4分の3ページを御覧いただきますと中段のところに参考とございまして、1人1台端末につきましては東京都の購入という形のため、今回のこの契約からは外れています。ただし、子供たちの1人1台パソコンの中の設定ではありますので、様々な設定につきましては今回のプロポーザルの中で契約をする事業者を設定を委託します。東京都の共同購入につきましてはあくまでもタブレットの購入で、例えば、ペンやキーボード等をセットにして、市としては共同で購入できるようにするという御理解をいただければと考えています。

サーバーにつきましては、クラウド型といいまして、オンライン上にデータを保管するところを外部の事業者にお借りすることで対応していきたいと考えています。

そのようなところの全体像を実施できる事業者の選定のため、今回教育長をトップとした選定委員会を設置し、また選定するための実施概要を定めさせていただき、今後、プロポーザルを実施するにあたりまして、仕様などを事業者にお示しをして、応募をしていただく中で、応募されたものからこの選定委員会で選定

をし、最終的に事業者の決定をしていくという状況です。

雑駁ですけれども、以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

鈴木委員。

○鈴木委員 今考えられているのは、学校の中といたしますか、学校ごとの内部のネットワークのことでしょうか。つまり学校間や教育委員会などそのようなところはまだ考えられていないところでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 現状においても、学校間、教育委員会とのネットワークといたしますか、通信形態はもう成立していますので、基本的にはその内容もできるという状況をつくっていくという内容です。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

今、更新時期を迎えるということですね。コロナで1人1台端末が計画より早く導入されて、それから5年たつということで更新時期かと思えます。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

続きまして、報告事項(5)令和6年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱(案)について、報告事項(6)令和7年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱(案)について、以上2点は関連がありますので一括して報告をお願いします。

越中青少年課長。

○越中青少年課長 令和6年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱の一部改正につきまして、御報告させていただきます。資料(5)を御覧いただきたいと思えます。

東京都が実施します放課後児童健全育成事業におきまして、長期休業期間中や土曜日に昼食提供を実施する区市町村を支援することによりまして、学童保育所における業務負担軽減や利用児童の食の安全の確保を図ることを目的としまして、「令和6年度子供家庭支援区市町村包括補助事業」におきまして学童保育所にお

ける昼食提供支援事業が新たに設けられましたことから、東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正するものです。

主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。右側が改正後の要綱を抜粋したものとなっています。

第3条第2号につきましては、所要の東京都の要綱を追加したものです。

1枚おめくりいただきまして、別表（第4条関係）を御覧ください。この別表の区分に、「昼食提供事業分」を追加したものです。内容としましては、対象経費として、「配食、集金等に係る弁当注文システムに係る経費」、また、「運搬や調理等に係る経費」、こちらが新たに補助対象経費となっています。

1支援あたりというのは、1つの学童クラブあたりということですが、22万円以内ということで補助金額を設けています。

以降の点につきましては、様式の変更です。

なお、施行日は決裁日で、令和6年4月1日に遡りまして適用するものです。

その他報告（5）につきましては以上です。

引き続きまして、その他報告（6）令和7年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱につきまして、御説明させていただきます。

この要綱は、保護者の労働その他の理由により、適切な看護、保育が受けられない児童の放課後等における安全確保、健全育成を図るために、各児童館におきまして実施する事業に係る要綱です。

令和7年度利用申請を来月12月6日から開始しますが、そのために次年度の要綱を制定するものです。

主な項目につきまして御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、こちらにも新旧対照表を抜粋したものです。主な項目ですが、第3条第2項第3号、こちらに学童保育所を退所した後にランドセル来館を利用する場合に、従前利用していた学童保育所の育成料等に未納がないことを要件としました。

1枚おめくりいただきまして、第7条第4号です。こちらでは、他の児童に危害を加えるなどを繰り返し、他の児童の利用を著しく妨げると認められた場合に、ランドセル来館の利用を取り消すことを追加したものです。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日となっておりますが、今般、利用の申請の受付を開始することから、利用承認等に関する規定につきましては、本年12月1日から施行します。

今後のスケジュールにつきましては、資料1ページに戻っていただきまして、下段になりますが、申請書の配布を12月2日月曜日から開始します。また、一次申請の受付期間につきましては、12月6日金曜日から令和7年1月15日水曜日までとなっております。その後、審査を経た後に一次申請の利用決定通知書につきましては、2月の下旬に発送します。

また、二次申請の受付期間が令和7年1月16日木曜日から2月28日金曜日までとなっておりますが、こちらの利用決定通知書の発送につきましては、3月上旬を予定しています。

3月以降の受付は、利用を希望する月の前月15日を締切りとして、その都度受付をまいります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○**岡田教育長** 報告が終わりました。

御質疑があれば御発言をお願いします。

新庄委員。

○**新庄委員** この実施要綱の対照表の改正後には、延長育成料及び間食費を6か月以上滞納といったこと、ほかの児童や職員に危害を加えたりするといったことなど、こういうことが追加されているのは、以前このような事案が実際にあったからという理由なのでしょうか。

○**岡田教育長** 越中青少年課長。

○**越中青少年課長** 実際に、学童保育所を利用して未納であるのに学童を辞めてランドセル来館に行きますというようなお子さんがいらっしゃいました。ランドセル来館につきましては、無料の事業となっておりますので、有料のときの滞納があったまま無料の事業に移行するということになると、きちんと払っている方との差が出てしまいますことから、こちらの未納滞納を解消した後にランドセル来館に来ていただきたいという形で、今回この要綱を追加したところです。

また、他の児童や職員に対して危害を加えたり、施設の物品等を破壊する、破損するようなことを繰り返す場合は、児童の保護者に弁償してもらうこともある

のですけれども、やはりこちらにつきましても何度も繰り返してしまったり、ほかの児童に投げつけてしまったりというような事例も過去にありましたことから、このような条項を今回は設けさせていただいたところです。

以上です。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 初歩的な質問ですけれども、ランドセル来館に来られる条件というのはどのようなことがあるのか教えていただきたいと思います。

○岡田教育長 越中青少年課長。

○越中青少年課長 ランドセル来館につきましては、放課後の居場所として児童館のほかに、現在ですと第四小学校及び第二小学校の教室をお借りして、ランドセル来館として学校から直接来館できるというものがあり、どちらも放課後の時間を過ごしていただくという事業となっています。

要件としましては、学童保育所の入所の要件に合わせていますので、保護者の方が日中就労しているということが主な要件となります。

また、一部介護など、その他の要件がありますが、基本的には日中に働いている保護者の方が、放課後適切な監護ができない場合につきまして、ランドセル来館を御利用いただくという形になっています。

以上です。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 少し補足をさせていただきますと、日中の就労といいましても午前中の就労を就労としてみなすかというところ、そこは学校に行っている時間帯ですから、あくまでも学校後の時間帯であり、要するに午後です。その午後の就労、看護、介護等、後は疾病などもあると思いますけれども、そのようなところが要件になりますので、保育園のように朝から晩までの就労とは違い、学童保育所やランドセル来館は少し時間帯が違いますので、そこは御理解いただければと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

新庄委員。

○新庄委員 学童保育所は料金がかかって、ランドセル来館はかからないということでしょうか。学童保育所とランドセル来館の大きな違いというのはどのようなことですか。

○岡田教育長 越中青少年課長。

○越中青少年課長 学童保育所につきましては、放課後の居場所として設けられているものですが、現在ですと、民間の運営事業者に運営委託をお願いしています。その中では、英語の勉強ができたり、それぞれの取組でスポーツを教えていただいたりなど、後は大きな違いとしては間食です。おやつが出るというところです。大きな取組として今年度につきましては、その地域ごとの名産又は特産のお菓子やメニューを考えて、食を通じて地理の勉強を取り入れたりということを今年度は行っています。

以上です。

○岡田教育長 ほかはいかがですか。

岩田委員。

○岩田委員 ある程度学年が上がってくると、学童保育所に行かないで放課後を過ごしたいからランドセル来館に行きたいと、はっきり言うと、育成料がかからないからという理由で移行されるお子さんは結構いらっしゃるのですか。

○岡田教育長 越中青少年課長。

○越中青少年課長 委員のお見込みのとおりで、やはり学童保育所に入所を希望される方というのは低学年の方が多く、高学年になりますと退所、また夏休み等の長期休業期間が終わった後に退所というような方は非常に多くいらっしゃいます。ただ、対象としましては、小学校1年生から6年生までとなっていますが、低学年の方が入りやすくなるように、入所の基準として就労の点数を付けるところで、同じ就労時間であれば低学年の方が優位に入れるような仕組みを設けています。

以上です。

○岡田教育長 ほかにはありますか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定していました議事日程は全て終了しました。

これをもって、令和6年第11回東大和市教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 2時53分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会 議 録 署 名 委 員